

ネットラーニング「カフェテリアプラン」利用約款

株式会社ネットラーニング(以下「当社」という)は、当社が提供するカフェテリアプランの利用について、以下のとおり定めます。

第1条(カフェテリアプラン)

カフェテリアプランとは、当社が提供するeラーニングコース(以下「ネットラーニングコース」という)のポイント換算した利用権を、利用する法人など(以下「利用者」という)が事前に取り、適宜その買取ったポイントを消化することによりネットラーニングコースを利用できるサービスをいいます。

第2条(利用コースの種類とポイント数)

カフェテリアプランで利用できるネットラーニングコースの種類及びネットラーニングコース1コースを利用するために必要となる利用権を換算したポイント数は、別途当社が作成し配布するカタログ、パンフレット等に記載し利用者に提示いたします。

2. 当社は、利用者の了承を得ることなくカフェテリアプランで利用できるネットラーニングコースの種類及びネットラーニングコース1コースを利用するために必要となる利用権を換算したポイント数を変更することがあります。この場合、当社はカフェテリアプランの利用者に対し、当該変更内容を速やかに通知するものとします。

第3条(料金の支払)

カフェテリアプランの料金は、当社または当社の代理店が別途指定する支払方法にてお支払いいただくものとします。なお、銀行振込にかかる手数料は利用者が負担するものとします。

第4条(有効利用期間)

カフェテリアプランの有効利用期間はカフェテリアプランの申込日から1年間とします。なお、当該有効利用期間は、本書表面に記載するとおりです。

2. 有効利用期間内に受講申込がなされなかった残余のポイントは、有効期間の終了をもってその利用権は消滅するものとします。なお、当社ならびに当社の代理店は残余ポイントに関わる返金は一切行いません。

第5条(解約と返金)

利用者が支払を済ませたカフェテリアプランの途中解約はできません。また、当社ならびに当社の代理店はポイントの買戻しをいたしません。

第6条(ネットラーニングコースの利用)

ネットラーニングコースの利用に際しては、別途当社が定める「ネットラーニング法人契約約款」及び「ネットラーニング利用規約」が適用されるものとします。

第7条(譲渡禁止等)

利用者はカフェテリアプランを、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

以上
2008年3月3日より適用